

官報電子化検討会議における論点及びスケジュール（案）

1. 法令の公布に係る基本的事項

- 法令の公布を統一的に官報をもって行うこと
- 法令の施行の要件として、当該法令の公布が行われ、すなわち、一般国民の知り得る状態に置かれる必要があること

2. 電子官報の発行（一般国民の知り得る状態に置くことを含む。）に係る総論的論点

- 電子官報の発行方法（インターネットを利用した方法）及び発行時点
- インターネットを利用できない者への配慮等の観点から必要な措置
 - ・ 電子官報の発行時点において、電子官報の情報を閲覧できる状態に置く措置の在り方（例：特定箇所に設置した画面での表示）
 - ・ 電子官報の情報を出力した紙面（以下単に「紙面」という。）を閲覧できる状態に置く措置の必要性及びその在り方
- 官報の情報が一般国民の知り得る状態に置かれたこととなる時点
- 通信障害等により電子官報を発行できない場合の代替措置（例：紙面の掲示）
- 電子官報のセキュリティ対策及び改ざんされた場合の取扱い

3. 官報公示・公告に伴う法的効果に係る論点

- 法的効果を伴う官報公示・公告を、電子官報をもって行う上で想定される事項（主な法的効果を分類した上で精査）
（例：期間の定めがある公告において、当該期間中に電子官報の公開の中断が生じた場合の取扱い）

4. その他の論点

- 電子官報の公開の在り方（公開期間、センシティブ情報の取扱い等）
- 電子官報の保存の在り方（保存機関、保存期間、紙面の保存等）
- 電子官報の発行業務を行う主体

など

【今後のスケジュールと各回の主な議題（案）】 ※議論の進捗等により変更があり得る。

	開催時期	主な議題（案）
第1回	3月14日	運営要領、官報及び法令公布の概要、論点提示
第2回	4月中旬頃	法令公布関係、電子官報の発行総論
第3回	4月下旬頃	官報公示・公告関係
第4回	5月中旬頃	公開関係、保存関係、発行業務の主体など
第5回	6月上旬頃	取りまとめ案（基本的方針案）
第6回	6月中	取りまとめ

※ 各回において、必要に応じ、有識者・関係省庁等のヒアリングを実施。